

平成26年度第1回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 平成26年11月5日（水）

ところ 市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

平成26年度第1回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成26年11月5日(水)

場 所 市役所本庁舎第1会議室

出席者 〈委 員〉

小 尾 淳 子	金 井 東 海	水 越 順 子
山 口 登	鈴 木 まゆみ	瀬 口 秀 孝
西 野 裕 仁	穂 坂 英 明	黒 米 哲 也
遠 藤 百合子	紀 由紀子	百 瀬 和 浩
森 戸 洋 子	吉 田 幹 哉	

〈保険者〉

市民部長	藤 本 裕
保険年金課長	本 木 直 明
国保給付係主任	渡 邊 雅 彦

議 題

日程第1	平成25年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について(報告)
日程第2	平成26年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について(報告)
日程第3	高額療養費等制度改正について(報告)
日程第4	出産育児一時金について(報告)
日程第5	平成26年度の療養給付費の執行状況について(報告)
日程第6	その他

平成26年11月5日

◎遠藤会長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

お待たせいたしました。平成26年度第1回目の国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。本来ですと、市長のほうでご挨拶を申し上げるところでございますが、市長が公務のため欠席しておりますので、本日は担当部長の藤本部長からご挨拶をお願いしたいと思います。

部長、よろしくお願いいたします。

◎藤本市民部長 皆さん、こんばんは。本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、日ごろから国民健康保険事業に多大なるご尽力をいただきまして、また市政全般にわたり、ご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

私は、本年4月に前任の川合よりかわりまして市民部長に就任しました藤本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、今年度1回目の運営協議会を開催させていただきました。議題は、「平成25年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について」、「平成26年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について」、「高額療養費等制度改正について」、「出産育児一時金について」、「平成26年度の療養給付費の執行状況について」の各報告となっております。

本市の国民健康保険の財政運営は、実質収支の赤字が3年連続という大変厳しい運営が続いており、この間、平成26年度からの国民健康保険税の税率等の改正を行わせていただいたところですが、今後におきましても厳しい状況はまだまだ続いていく見込みでございます。

皆様方のご理解とご協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

それでは、本日の事務局職員の紹介をお願いいたします。

◎本木保険年金課長 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の事務局の職員を紹介させていただきます。

藤本市民部長でございます。

◎藤本市民部長 よろしく申し上げます。

◎本木保険年金課長 国保給付係主任の渡邊でございます。

◎渡邊国保給付係主任 よろしく願いいたします。

◎本木保険年金課長 私、保険年金課の本木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎遠藤会長 紹介が終わりましたところで、本日配付資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

◎本木保険年金課長 それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

まず1点目、クリップでとめてございますけれども、予算決算関係の資料でございます。2点目、高額療養費等制度改正関係でございます。3点目、出産育児一時金関係でございます。4点目、平成26年度療養給付費関係、以上4点でございます。

また、議員選出以外の委員の皆様には、平成25年度国民健康保険の決算関係の書類として、平成25年度歳入歳出決算書、平成25年度主要な施策の成果に関する説明書、平成25年度事務報告書の抜粋もお配りさせていただいております。

以上でございますが、資料の不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。

◎遠藤会長 資料、大丈夫でしょうか。そろっていらっしゃいますか。はい。

それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について、事務局から報告をお願いいたします。

◎渡邊国保給付係主任 それでは、本会議の成立の可否について、ご報告いたします。

現在、定数17名のうち13名、2分の1以上のご出席をいただいております。また、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、池田委員、櫻井委員、大西委員からは本日欠席する旨のご連絡をいただいておりますので、お伝えいたします。また、西野委員からは、診察等のため、遅れて出席する予定であるとのご連絡をいただいておりますので、あわせてお伝えいたします。

◎遠藤会長 ありがとうございます。それでは、早速議事に入ります。

まず、会議録署名委員の指名ですが、紀委員と百瀬委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

本日の日程につきまして、既に机の上にご配付しております報告5件、その他となっております。会議は2時間の予定になっておりますが、夜の開催でございますので、議事進行のご協力をぜひともお願いしたいと思います。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、日程第1「平成25年度国民健康保険特別会計決算の概要について（報告）」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

◎本木保険年金課長 それでは、日程第1「平成25年度国民健康保険特別会計決算の概要に

ついて」、報告をさせていただきます。

それでは、予算決算関係の資料の1ページ目をお開きください。平成25年度の小金井市国民健康保険特別会計の決算でございますが、補正予算も重ねまして、予算現額総合計で103億2,580万5千円の予算でございました。これに対しまして歳入の決算額は100億8,555万1千円、差し引きで2億4,025万4千円のマイナスとなっております。一方、歳出でございますけれども、決算額は102億1,705万9千円で、差し引き1億874万6千円の不用額が出たところでございます。

歳入と歳出を差し引きいたしますと、マイナスの1億3,150万8千円となりまして、実質収支が赤字となったところでございます。こちらは3年連続の赤字になったということで、小金井市の国民健康保険が始まって以来、3年連続ということで非常に厳しい財政運営が続いているところでございます。

詳細の主なところをご説明申し上げます。歳入につきましては、特に増減の大きかったところで申し上げますと、国庫支出金の中の国庫補助金のほうで5,343万9千円マイナスという形になってございます。また、都支出金の都補助金の中で、こちらもマイナスの1億6,086万3千円となっております。

これらは他市町村との比較によって交付されます特別調整交付金等によりマイナスが生じたところでございますが、当初予算では税率改定等もあり、その効果という形で当初予算を編成したところでございますけれども、他市のほうも税率改定等に取り組んでいるところでございまして、なかなか思うようなところで補助金等が獲得できなかったというようなお話がございました。

一方、歳出のほうでございますが、特に款2の保険給付費のほうは補正予算でも増額をしたところですが、結果的には4,586万7千円の不用額が生じております。また、款7の共同事業拠出金におきましては、1,746万3千円の不用額が生じてございます。また、最終的に予備費、こちらは急なインフルエンザ等の罹患の流行に備えて予備費を置いておきましたが、結果的には予備費を充当することなく、2,045万4千円がそのまま不用額として残ったところでございます。

ちょっとつけ足しさせていただきます。申しわけございません。なお、歳入歳出の差し引き額につきまして、先ほど約1億3,000万円のマイナスということで申し上げました。このたび、平成26年度の税率改定を行う際、皆様方にこのままですとということで、ご案内をした赤字の予想額は約3億円でございました。こちら、約1億7,000万円ほど圧縮がされたわけなんですけれども、そちらの主要な要因について、ご説明をさせていただきます。

こちらの資料には書いてないところで恐縮でございますけれども、1点目は、国民健康保険税の収入額が当時の見込みよりは多かったということでございます。約4,860万円ほど多くございまして、これら調定の増も大きな1つの要因ではございますけれども、現年賦課分の徴収率が0.5%、それから滞納繰越分の収納率がプラスで3.2%伸びた結果でございまして、

収納率の向上により収入額も伸びたということが1つの大きな要因でございます。

また、歳入の款9の繰入金でございますけれども、その他一般会計繰入金でございます。繰入金は、当初予算では8億5,500万円ということで、いわゆる法定外繰入金をさせていただいたところですが、年間の執行等の状況の中で、こちらを7,000万円増額をして9億5,500万円という形で増額をさせていただいたところでございます。

また、歳出のほうでは、款7の共同事業拠出金、こちらのほうが当初想定していたよりも約6,000万円ほど少ない金額で済んだということになります。共同事業のほうは、都内の全区市町村の執行状況の、いわゆる医療費の状況によりますので非常に読みづらいところではございますが、そのような形で、繰り返しですけれども、税のほうで約4,800万円、その他繰入金で7,000万円、共同事業の不用額が6,000万円ということで、約1億7,000万円ほど圧縮ができたという形で、3億円から1億3,000万円ほどの赤字で済んだというような状況になっているところでございます。

簡単ではございますが、以上で決算の説明を終わらせていただきます。

◎**遠藤会長** 事務局の報告が終わりましたところで、事務局に対しまして何かご質問があれば、挙手をお願いいたします。ご質問のある方、いらっしゃいませんか。

それでは、この件に関しまして質疑を終了しますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎**遠藤会長** ありがとうございます。

次に、日程第2「平成26年度国民健康保険特別会計予算の概要について(報告)」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

◎**本木保険年金課長** それでは、日程第2「平成26年度国民健康保険特別会計予算の概要について」、ご報告をさせていただきます。予算決算関係の資料、2ページをお開きください。平成26年度の予算の総額でございます。105億2,227万円でございます。前年度と対比しまして6億1,562万円の増でございます。

主な増減の要因でございますけれども、まず歳入のほうにつきましては、平成26年度では国民健康保険税の税率改定を行わせていただきました。あと、収納率のほうも高い目標を設定させていただきました。その影響により比較額、2億5,136万7千円の増となっております。また、国庫支出金の国庫補助金では、昨年度の予算額から見直しまして7,500万円の減額とさせていただいてございます。同様に都支出金、都補助金でも6,501万4千円の減額とさせていただいているところでございます。

一方、歳出でございますけれども、款2の保険給付費では総額で3億2,820万円の増とさせていただいております。また、75歳以上の後期高齢者医療保険制度のための支援金、こちらにつきましては5,968万9千円の増とさせていただいております。また、介護保険への介護納付金につきましては、5,720万9千円の増とさせていただいております。

款7の共同事業拠出金では、東京都国民健康保険団体連合会からの試算通知に基づきまして、1億3,945万3千円の増とさせていただいております。

予備費になります。予備費は4,205万3千円で3,811万2千円の増でございますけれども、この4,200万円に関しましては、累積された実質収支の赤字を解消するのに役立つものということで、このような金額を予備費に積みさせていただきまして赤字解消を図るところでございます。

続きまして、資料の3ページをお開きください。補正予算の概要をご説明いたします。

まず、第1回目の補正予算につきましては、総額で1,947万5千円の増額としてございます。こちらの内容につきましては、昨年度の平成26年2月20日に開催させていただきました運営協議会のほうでもご報告をいたしましたけれども、こちらは賦課限度額の引き上げに伴う補正予算でございます。歳入の国民健康保険税で2,128万5千円を増額したところでございまして、相当する金額を予備費に増額するという形をとっております。

補正予算の第2回は1億4,000万円の予算規模でございまして、こちらは5月の臨時会でご可決をいただいたものでございます。平成25年度国民健康保険特別会計決算の実質収支が赤字になると見込まれたものでございまして、こちらにつきましては1億4,000万円の繰上充用金を計上させていただいたところでございます。

補正予算の第3回は、10万5千円の計上でございます。こちらにつきましては歳出の総務費のほうに計上させていただいたものでございまして、こちらは全庁的に臨時職員を条例化することに伴い、交通費相当分を支給する制度としたことから、補正予算としてご可決をいただいたものでございます。

第4回の補正予算は、マイナスの595万4千円でございます。繰上充用金が確定したことに伴い、予算との差額849万2千円を減額すると同時に、歳出の諸支出金では835万8千円、こちらは9月末に返還をいたします療養給付費等交付金の退職関係の交付金の返還金を計上したものでございます。また、国庫支出金のところで歳入の確保ができたことに伴うもので、総務費のほうのシステム修正費用が歳入の対象になるということが国等の文書から明らかになったことから、こちらのほうを歳入歳出に組ませさせていただいたところでございます。現時点では、9月議会が終わった時点で、歳入歳出予算の総額は106億7,589万6千円となっているところでございます。

以上、簡単でございますが、説明させていただきます。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

事務局の報告が終わりましてところでございますが、事務局に対しまして何かご質問ございますでしょうか。

紀委員。

◎紀委員 先ほどちょっと説明されたのかもしれませんが、1ページの歳入歳出の差し引き不足額、この部分のところは説明されたんですか。

◎遠藤会長 1 ページ、決算のほうですか。

◎紀委員 済みません。

◎本木保険年金課長 1 億 3,000 万円の実質収支の赤字ということで歳入歳出額をご説明させていただいたところで、計画時は 3 億円と見込んでございましたが、一般会計繰入金等、税収増等ございまして、圧縮して、いわゆる赤字額がここまで減ったというところでございます。

◎紀委員 充用金で歳入不足を補填したということは言われましたかね。

◎本木保険年金課長 そうですね。この金額が見込まれたものですから、26 年度の補正予算で、この金額を繰上充用金として 1 億 4,000 万円計上する必要がございまして、計上させていただきました。

◎遠藤会長 金井委員。

◎金井委員 平成 25 年度にも戻ってよろしいのでしょうか。今、平成 25 年度について紀委員からありました。

◎遠藤会長 決算ですか。

◎金井委員 ええ。言ってもよろしいでしょうか。

◎遠藤会長 一応、報告は先ほど質疑なしということでしたが、どうぞ。

◎金井委員 質問だったらよろしいですか。

◎遠藤会長 はい。

◎金井委員 1 つは、歳入のほうの 3 番、国庫支出金、これがトータルで 6,660 万 1 千円ですか、かなり減っています。簡単な説明はあったんですけども、ちょっとわかりにくかった。

国庫支出金というのは、国民健康保険では被保険者である私たち等、事業主負担みたいなものはありませんから、結局、国庫支出金や何か非常に重要なポイントを占めると思うんです。そういう意味で、これがどうしてこんなに減っているのか。全くテクニック上の問題なのか、何かその辺を説明していただければと思います。

関連して、都支出金については、都支出金の割合がかなり大きいですよ。これも同様に説明をお願いしたいと思います。

もう 1 点は、平成 26 年度のほうなので、後で質問したほうがよろしいですね。

◎遠藤会長 続けてどうぞ。

◎金井委員 ページをめくっていただきまして、平成 26 年度国民健康保険の予算概要のほうですけども、歳入の 1 番で 2 億 5,136 万 7 千円増えているというのは、先ほど説明があったとおり、税率の改定、具体的には値上げということですが、これがやっぱり当初予想したとおり、あらわれているということがはっきりしていると思います。

引き続き、3 番と 6 番の国庫支出金と都支出金が、都支出金の場合は都補助金のほうですけども、やはりまた減っている。この辺がちょっと……。これは 25 年度に比べて 26 年度の当初予算で見積もっているというお話でしたが、やはり先ほどの質問と関連して、ちょっと

説明をいただけるとありがたいと思います。

あと1点は、最後ですが、歳出のほうの公債費、6,523万1千円ですね。これ、3年間ぐらいで返せる最後の年なんですか。そこら辺をちょっと教えてください。

以上です。

◎遠藤会長 お願いします。

◎本木保険年金課長 まず、決算のほうのご質問でございます。

まず、一つお断りをさせていただきたいことが、平成25年度の当初予算の編成作業を行っていることとございますけれども、実はこの年は市議会選挙等の関係で2月議会という日程になってございまして、予算編成作業のほうも通常より1か月早いと、4年に一度は1か月早いというのが、小金井市ではそういう形になっているところなんですけれども、なかなか情報も少ない中、暫定的な、例えば平成24年度の当初予算と同額という形で組んだ科目等々もございましたし、なかなか情報が少ない中で組んでいた予算編成であったということをも一つご理解ください。

その中で、こちらの国庫補助金や都補助金につきましては、定率の負担がある部分もあるわけなんですけれども、いわゆる他市町村との比較において、いろいろな内容もございまして、その中で収納率の状況であったり、賦課率の状況であったり、国の調整交付金のほうでは特に所得の状況であったり、そういうものが勘案されまして、各区市町村との対比によって決まるような収入の部分が国庫補助金等、補助金では相当数ございます。

平成24年度に税率改定をさせていただきました。26年度の2年前ですけれども、このときも6年ぶりということで改定をさせていただいております。予算編成も1か月早かったわけですが、その中で反映ができるようなことも視野に入れて、予算編成をこのような形でさせていただいたんですが、ただ、他市のほうも税率改定等を行ったり、収納率等で、いろいろ小金井市よりもご健闘されているようなところがあったり、そういうことがございまして、小金井市のほうでは当初予算のときに想定したような金額までは残念ながら獲得することができませんでした。

先ほどちょっとはしょって説明をしてしまいましたので、わかりづらかったと思うんですけれども、申しわけございません。25年度のほうは、このような形で歳入予算に対しまして決算額が足りなかったということとございます。

続きまして、26年度のほうの予算でございますけれども、まず歳入でございます。国庫補助金と都補助金で大きく減額をさせていただいております。こちらは平成26年度の予算編成をする過程の中で、平成25年度の状況を十分勘案させていただいて、なかなか厳しい状況もあるやもしれぬということで、他市の動向等もその前もあったということで、少なくともこちらの金額は獲得できるというところで、当初予算はそのような見込みをさせていただいて、かなり現実的な確保の数字ということで載せていただいたところでございます。

最後のご質問でございますが、26年度予算の歳出の款10の公債費でございます。6,52

3万1千円ということで、23万1千円というのは、実は一時借入金利子と申しまして、会計で足りなかったときに銀行から借金をした場合、一時的に借り入れた場合の利息が予算計上してあるんですが、そのほかの主要な部分の6,500万円につきましては、ご質問の趣旨のように、東京都から平成23年度に借り入れました、いわゆる都からの借入金の返済金でございます。平成23年度に借り入れまして、24年度は1年据え置きになりまして、平成25年度から25、26、27の3年間で返済をするものでございます。3分の1ずつの金額を返済するものでございます。平成26年度につきましては2年目に当たりまして、3年目の27年度にも同様に――100万単位の端数はあるんですけども、6,400万円の返済が残っているところでございます。

以上でございます。

◎遠藤会長 金井委員、いかがですか。

◎金井委員 ありがとうございます。

◎遠藤会長 よろしいですか。

ほかにご質問、いかがでしょうか。森戸委員。

◎森戸委員 26年度は1億4,000万円の繰上充用を出さざるを得なかったと。その要因が、先ほどもちょっとありましたけど、平成25年度の国庫支出金の国庫補助金の金額と、それから都補助金の大幅な減額が大きく影響したということだと思います。先ほどの説明の中で、特別調整交付金について、各市の値上げというか、国保税の対応とか、いろいろな対応の中でやられる各市町村への配分が決まるというやり方自体が、私はやはり東京都のやり方はおかしいと思いますね。安定的に国保会計を運営していく上で、ここの市は国保税をちょっと上げたから多く配分するとか、そういうことで東京都が補助金を決定されているとしたら大変問題だと思っていまして、やはり一定、国保の東京全体の会の中でも意見を言うべきではないかと。

こんな大幅な削減で翌年度の会計を削らざるを得ないということは、やはり大変大きな影響だと思っていまして、しかも、それを国保で補っているわけですよ、国保税で。国保税が一体、今年度、幾ら確保できるかってわからない中で削っているというやり方というのは、あまりいいやり方ではないんじゃないかと思いますが、見解を伺っておきます。

◎遠藤会長 いかがでしょうか。

◎本木保険年金課長 厳しいご意見を頂戴いたしました。都の補助金等の形ではございますけれども、平成20年度あたりには、他市町村と比較しても、かなりの額をもらっていた時代もございました。1つは、収納率等の影響もあるわけなんですけれども、ただ、こちらにつきましては、他市が非常に対策を講じて収納率を伸ばしている中、小金井市のほうでは、大変申しわけない話ですけども、まだ伸び悩んでいる状況等がございまして、こちらのほうでは他市町村がこの部分においてとっている部分が多く、なおかつ収納率のところでは、かなり大きい比重がされてございます。

小金井市のほうでも収納率は喫緊の課題として検討してございまして、現在、庁内で検討中
でございますけれども、今は保険年金課におきまして、国民健康保険税のみを徴収・収納させ
ていただいているところでございますが、国保の収納部門を市税を納税している本丸でござい
ます納税課のほうと統合いたしまして、より効率的に、より人数も多くなると、収納のアイデ
ア等、やり方とか対策等も非常に効果的なことを考えてございます。他市町村でも、いわゆる
市税と国保の統合というのは、我々小金井市ぐらいの規模の市においては、かなり進んでいる
ところございまして、小金井市でも、遅ればせではございますけれども、現在、市税と国民
健康保険税の収納部門の統合を収納対策向上の切り札とさせていただき検討をさせていただい
ているところでございます。

あと、東京都の考え方というところもございまして、実際、他市町村と比べても、か
なりもらっていた時期はあるわけなので、同じ土俵の中で各市町村で創意工夫により、いろい
ろ行っているところがございますので、これについては、今、少ないからとはなかなか言いづ
らい面もございまして。同じ土俵の中で特に収納率等の部分は非常に大きくございまして、こ
ちらのほうで時間は、一朝一夕にすぐさま向上するわけではございませんけれども、少しでも
国保財政が向上するように、補助金等の確保も考えながら事業を進めさせていただきたいと考
えてございます。

以上です。

◎遠藤会長 森戸委員。

◎森戸委員 ありがとうございます。今、初めて伺いまして、納税課と統合していくとい
うことで、滞納整理の、例えば国保税だけじゃなくて、結局、都市市民税も滞納している方もいら
っしゃるわけですね。実際に私もいろいろな相談を受けると、順序があって、滞納整理の場合は
都民税、市民税、国保が一番後ということになっているのが実態ではないかと。その点からす
ると、なかなか滞納を解決するといっても、難しい客観的な状況があるんじゃないかと思いま
す。あわせて、収納対策の切り札に本当になるのかどうかというのは、これからよく検討はし
たいと思いますが、ちょっとその点は今日は説明としては受けとめておきたいと思いま
す。

ただ、東京都の補助金は、結局、各市がどのぐらい収納率を上げたり、短期証や資格証を
発行しているのかとか、それから医療給付費がどうなっているのかということなどを判断して決
められていくという点では、ある意味ペナルティ的な要素を持った補助金になっていると私
は考えています。

その点では、もちろん収納率を上げたり、いろいろな努力はしなければいけませんけれども、
やはり国保加入者の公正や、そして財政力とか、そういうことも含めて勘案した中での補助金
のあり方を考えていくべきだし、最低ミニマムをしっかりと、ナショナル・ミニマムを都内
の中でもきちっと守って安定的な国保会計をつくっていくべきだということは意見として申し上
げておきたいと思います。回答はいいです。

◎遠藤会長 それでは、ほかにご質問ありますでしょうか。

金井委員。

◎**金井委員** 今説明していただいて状況はわかりましたけれども、森戸委員の説明なども伺っていますと、やはりペナルティー的な感じが非常にしますね。もちろん、収納率を向上するために、いろいろ努力もされていると思いますし、被保険者の方も努力していると思うんですけども、そういったことで決めるということは、やっぱりいかがなものかなど。国民健康保険は、私たちにとっても健康を守る保険制度としては最後のとりでだと思うんですね。ですから、やはり安心して医療にかかれるようにしてほしいというのが切なる願いなわけです。

私自身は昨年11月に70歳になりまして、たまたま経過措置も含めて、患者になったときの医療機関に払う患者負担が1割になったんですね。それまでは3割払ってました。そうすると非常に負担感というのが少なくなりまして、気持ちも楽になるといいますか、結構健康も、薬が1つ減るとかね。まあ、それだけで減ったわけじゃないですけども、そういうことでいい面もあるんです。

ですから、窓口負担の軽減策と、それから保険税の減免ですか、これが小金井市も制度としてはありまして、保険年金課から過日いただいておりますが、それを見ただけではあまりよくわかりません。ですから、私としては、今日ここですぐどうということではないんですけど、要望といたしまして、多摩26市の中の患者一部負担の負担状況——減免の状況ですね。それから、国民健康保険料ないしは税、市町村によって使い方が違うと思いますが、その中の減額と免除というんですか、減免のそういう条例みたいなものをつくっていると思うんです。小金井市と違うものも幾つかあると聞いておりますので、そういったものをできれば提供していただいて、時間があれば、みんなで勉強する機会が持てたらと希望したいと思います。

以上です。

◎**遠藤会長** 今のは、ご意見として何うということでしょうか。

◎**金井委員** 意見というか、希望……。どういう表現がこういうところになじむのか、素人ではわかりませんが、できれば検討していただいて、そういう資料を提供していただきたいということで、資料請求ということで取り扱っていただけますか。

◎**遠藤会長** 今の金井委員のご要望は、できる範囲の中で資料がもしつくれるようだったら、その資料を……。

◎**金井委員** いや、資料をつくるというか、別に小金井市が手を加えるということではなくて、各所から集めていただくということです。

◎**遠藤会長** だから、それを含めて資料としてつくるわけですね。紙ベースにわかりやすいように表記するわけですね。

◎**金井委員** そのものを打ち出してもらっても何でもいいですけど、集めてもらって……。

◎**遠藤会長** わかりやすいようなものを皆さんに……。

◎**金井委員** いや、別にアレンジしてもらわなくていい。そのものをそのまま、立川市の例とか、日の出町の例とか、隣の国分寺の例とか、そういったものを……。まあ、似たようなもの

はまとめてもらっても、例えば同じようなものは何市と何市と何市でこれが1つですという形でもいいと思うんですけども、幾つかのパターンができるかと思imasので、具体的にアレンジしないで、そのものを提供していただけるとありがたいと思imas。

◎本木保険年金課長 それでは、各市等、ホームページで、こういう基準については要綱集ということで載せているところがあるかと思imasけれども、こちらのほうで確認できるところをホームページ等で確認いたしまして、ありのままということでごさいますので、そちらを印刷して各委員の皆様の後ほどご送付させていただきたいと思imas。ただ、あした、あさって、すぐできるかという、そうではごさいますので、多少お時間を頂戴いたしたいと思imas。

◎遠藤会長 そのような対処の仕方、金井委員、よろしいでしょうか。

◎金井委員 ありがとうございます。

◎遠藤会長 基本的に、私たち議員もなんですけれども、26市全部ということにはなかなか……。近隣市のという対応で事務局にお願いをしているものですから、26市全部ということにはならないとお考えいただいたほうがいいのではないかと思imasけれども、そのあたりのことを含めて対処をよろしくお願imas。

ほかにかがでしょうか。他にご質問がなければ、これでこの質疑を終了いたします。

次に、日程第3「高額療養費等制度改正について（報告）」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

◎本木保険年金課長 それでは、日程第3「高額療養費等制度改正について」、ご報告をさせていただきます。高額療養費等制度改正関係についての資料をごらんになってください。

資料の1ページ目をお開きください。こちらの資料は、先ほども金井委員さんがおっしゃられたんですけども、今年の4月から既にこのような改正がなされてごさいます、70歳から74歳の患者負担特例措置の見直しでごさいます。

こちらの図を見ていただくと一目瞭然の形かと思imasが、まず現状のほうの図をごらんになってください。69歳までは窓口負担は3割でごさいますけれども、75歳以上になりますと、これが後期高齢者医療制度ということで、現役並み所得者は3割ですが、一般・低所得者の方は1割という形になってごさいます。

その間の70歳から74歳は国民健康保険であったり、会社の健康保険であったりするところでごさいますけれども、現役並み所得者の方は3割負担でごさいます。法律的には70歳から74歳の方々につきましては2割負担でごさいます。ですが、国のほうの特別な対策によって、この1割分のお金を国が直接負担することによって、今年の3月までは2割負担ではなく1割負担となっていたところでごさいました。本則が2割負担ということもごさいます。政府の予算案の中で見直しがなされまして、それまで1割負担だった方が急激に2割負担とならないよう配慮しながら、段階的に1割負担ではなくて2割負担となるようにしたものでごさいます。

平成26年度は、まず新たに70歳に到達する方は2割負担となるんですが、平成26年3

月までに既に70歳におなりになった方は1割負担のままでございます。その後、1年1年、段階を踏んでいきまして、平成30年度には全ての70歳から74歳までの方が法定どおりの2割負担となるところでございます。

こちらの負担に関しましては、先ほども申し上げましたように、国の対策により、国の予算により直接、国がこの負担をしているところでございまして、各医療保険者、国民健康保険、会社の健康保険のところは影響がないところでございまして、国保会計のほうには、この制度の改正により影響する額はございません。

続きまして、2ページ目をお開きいただきまして、今度は高額療養費の見直しでございまして。こちらは平成27年1月から改正になるものでございまして。見直しの趣旨でございましてけれども、いわゆる窓口負担、3割だったり、2割だったり、1割であるわけなんですけれども、その負担が過重にならないように、自己負担の一定金額以上の金額については、高額療養費として支給がなされるという制度でございました。今般、負担能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の所得区分を細分化して、自己負担額の限度額をきめ細かく設定するというものでございます。

見直し前は、70歳未満の方に関しましては、上位所得者・一般所得者・低所得者の3段階となっております。一番下の段の低所得者に関しましては、こちらは見直しをいたしませんので、上の段と真ん中の段について細分化されるものでございます。

まず、真ん中の段、一般所得者のところでございましてけれども、こちらがいわゆる住民税非課税以外の方から年収約770万円相当にかかる方以外の方という形なんですけれども、年収で約370万円から770万円の方は、これまでと負担は同じでございまして。年収370万円以下の層の方に関しましては、この上限額を低くいたしまして負担を軽くしたところでございます。

一方、上位所得者層でございまして。年収770万円以上の方々が対象ですが、これをさらに2段階に分けまして、見直し後の上から2段目、年収770万円から1,160万円のほうは、これまでよりも少し負担を重くさせていただいたというものでございまして。さらに年収1,160万円以上の方々につきましては、さらに負担をしていただくという構図となっているものでございます。

これにつきましては、こちらのほうでは対象者等は把握しておりますので、12月に1月からの新たな区分に応じた限度額認定書を郵送させていただくよう、あと、制度をご理解いただくようなチラシ等も作成いたしまして、12月中に郵送させていただくところでございます。市報でも、1月1日号を予定しておりますが、こちらのほうでも周知やご案内をさせていただきます。

以上でございます。

◎遠藤会長 事務局の説明は終わりました。今の事務局の説明に対して質問のある方、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎遠藤会長 ご質問がなければ、日程第3の質疑を終了いたします。

次に、日程第4「出産育児一時金について（報告）」を求めます。事務局の報告をお願いいたします。

◎藤本市民部長 それでは、日程第4「出産育児一時金について」、ご報告させていただきます。お手元の資料に報告文書の写しを配付させていただいております。出産育児一時金関係資料の1ページ目をお開きください。報告をさせていただきます。こちら、読み上げさせていただきます。

小金井市国民健康保険運営協議会長 様

小金井市長 稲葉 孝彦

小金井市国民健康保険条例における出産育児一時金について（報告）

産科医療補償制度の掛金の額が見直されたことに伴い、小金井市国民健康保険税条例（昭和39年条例第8号）における出産育児一時金の支給額について、下記のとおり改正しないことといたしました。

つきましては、貴協議会のご了承をいただきたく、お願いいたします。

記

[報告事項] 諮問事項

小金井市国民健康保険税条例における出産育児一時金について

- 平成27年1月1日以後の産科医療補償制度の掛金が、従前の3万円から1万6千円に改正されるが、出産育児一時金の支給額については、条例改正を行わず、従前どりの45万円とする。

詳細につきましては、保険年金課長から説明をいたします。

◎遠藤会長 続けて、詳細説明をお願いいたします。

◎本木保険年金課長 まず1点、申しわけございません、資料の訂正をお願いさせていただきます。公的には後ほど差しかえさせていただきます。

今、部長のほうで読み上げさせていただいた報告の写しでございますけれども、「報告事項」と書いてあるところに「小金井市国民健康保険税条例」と書いてございますけれども、正しくは「小金井市国民健康保険条例」の誤りでございました。このようなことがないように気をつ

けてまいりたいと思います。今回は大変申しわけございませんでした。ご訂正のほど、よろしくお願いたします。適宜資料のほうも差し替えをさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

◎遠藤会長 そうすると、「記」と書いてある下の「報告事項」のところもそうですね。

◎本木保険年金課長 「記」と書いてある下のところが、そうでございます。2か所でございます。申しわけございません。大変失礼いたしました。

◎遠藤会長 じゃ、詳細説明をお願いします。

◎本木保険年金課長 それでは、出産育児一時金の詳細について、ご説明をさせていただきます。

まず、本報告に関しましては、国民健康保険条例に規定されます出産育児一時金の支給額に関するところでございますが、ただいま市民部長より報告がありましたように、「従前のおりの額で、条例改正しないこと」といたしましたので、諮問ではありませんが、市の判断という部分もございましたので、限りなく諮問に近い報告という形とさせていただきました。

それでは、資料に沿って詳細説明いたします。

資料の2ページ、「産科医療補償制度の概要」をご覧ください。産科医療補償制度につきましては、熟知の委員の方もいらっしゃるかと存じますが、まずは現制度の概要でございます。

産科医療補償制度は、分娩時の医療事故では過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判など紛争が多いことが産科医不足の理由の一つとなっていました。このため、安心して産科医療を受けられる一環として、①分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者の救済、②紛争の早期解決、③事故原因の分析を通して産科医療の質の向上、これらを目的といたしまして、損害保険の仕組みを取り入れ、平成21年1月から制度が開始されました。

資料の下の図をごらんください。左側、妊産婦が支払う分娩費の内訳として、この補償制度の掛金3万円を含めて、分娩機関に支払い、補償の約束を受けます。分娩機関は、制度を運営します公益財団法人日本医療機能評価機構に掛金3万円を納めます。日本医療機能評価機構は、運営するための手数料100円を差し引いた2万9,900円を損害会社に支払います。万が一、医療事故があった際には、損害保険会社から妊産婦に補償金が支払われます。中ほどの枠内「その他」にありますように、このほど、制度開始5年が経過し、制度内容について検証し、必要な見直しが行われました。

それでは、資料の3ページ、「産科医療補償制度の見直しについて」をご覧ください。上段の「補償対象基準の見直し内容について」は、資料のとおりでございます。下段ですが、掛金について見直しがありました。これまでの補償対象の実績に対して、保険料水準との間に乖離がありました。今回、補償対象基準を見直すとともに、保険料水準も見直しを行い、保険料水準が2万4,000円となりました。

次に、これまでの乖離が機構のほうで剰余金となっております。平成21年から平成26年分で約800億円とのことでございます。今回の見直しの中で、この剰余金について、10

年間の見込みで1分娩当たり8,000円を掛金に充当することとなりました。したがって、掛金は1万6,000円となることになりました。この資料には記載がございませんが、実施時期は平成27年1月1日となっております。

以上のように、産科医療補償制度の掛金が変わりますので、今度は出産育児一時金の支給額をどうするかという点でございます。

資料の4ページ、「出産育児一時金の見直しの方向性について」をご覧ください。国制度では、出産育児一時金の支給額は、39万円プラス掛金分3万円で総額42万円となっています。プラス3万円の掛金が1万6,000円となりますので、支給額をどうするのかという検討がされた資料でございます。

2つ目の○、掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられることに伴い、出産育児一時金の総額については、前回の改定から4年半が経過したが、その後、平均的な出産費用が増加していること。平成24年度の全国平均の出産費用は41万7,000円、公的病院の出産費用だけを見ても40万6,000円となっていること。仮に総額を引き下げるとした場合、分娩機関から本人に対する出産費用の請求が、掛金の引き下げ額以上に下がらない限り、本人の実質的な負担が増加すること。一方で、医療保険財政は厳しい状況にあるため、総額の引き上げは困難であること等を総合的に考慮し、今回は総額42万を維持することにはどうかという検討が行われ、国の社会保障審議会医療保険部会において、総額42万円を維持するという方針が決定されました。

国制度としては、産科医療補償制度を利用した場合は、これまで39万円プラス3万円の42万円でしたが、平成27年1月以降は40万4,000円プラス1万6,000円の42万円となることとなりました。

それでは、次に、資料5ページ、「出産育児一時金の推移」をご覧ください。国制度では、上述のように変更となりましたが、それを受けて、小金井市の国民健康保険として出産育児一時金の支給額をどのようにするかという点でございます。資料のように、国制度と本市の制度では、支給額については表のように変更しているところでございます。国制度が改正した際には、時期的に少し遅れているときもありますが、本市でも改正を行っているところでございます。また、本市では、現在、都内の市区町村で唯一、国制度に対し上乗せとして3万円を加算し、45万円を支給額としております。

なお、国制度では、産科医療補償制度を利用していない場合は現時点では39万円、利用した場合は掛金分をプラス3万円して42万円を支給額としているところですが、本市の場合は、産科医療補償制度を利用しても、しなくても、それにかかわらず一律45万円としているところでございます。

本市といたしましては、国制度の検討の経過、これまでの本市の支給額の経過、また、本市の国民健康保険財政運営の厳しい状況を総合的に勘案いたしまして、国同様、総額を維持という結論に至りました。また、一律45万円支給もこのままとさせていただくことといたしまし

た。

そのため、条例改正は不要ではございますが、運営協議会に報告とさせていただきます。本件につきましては、ご了承いただきたく、よろしくお願いいたします。

以上です。

◎遠藤会長 事務局の説明が終わりました。

これから質疑を行いたいと思いますが、質問のある方、挙手をお願いいたします。

◎森戸委員 産科医療補償制度が創設をされて、基本的には妊婦さんが保険料として払うということだったんですね。実質的に、この産科医療補償制度がどのぐらい、活用じゃないんですが、活用と言ったらちょっと言葉が悪いんですが、医療事故などによって、この5年間でどのぐらい使われていたんでしょうか。ここには補償対象者数の推計としか書いてなくて、年間571人となっているんですが、実際にどのぐらい使われたのか。

剰余金が800億円あるということになると、本来は妊婦さんに返してあげたいぐらいの話なんですよね。これから産む妊婦さんが、そういう意味では恩恵を受けていくということになっていくんですが、剰余金があまりにも大きくて驚いているんです。これに反対するものではなくて賛成なんですけれども、ちょっと実態について伺っておきたいと思います。

◎本木保険年金課長 申しわけありません。国のほうの対象者のところは、今日、資料を持ってくるのを忘れてしまいまして、国の資料のほうに幾つかあったのは覚えているんですが、件数については実績はちょっと忘れてしまいました。申しわけありません。

妊産婦さんにご負担いただいたのでお返しをすべきというお話、余ったからということで、もっともなご意見です。ただ、これは、済みません、先ほど話が抜けてしまったのかもしれませんが、掛金をご負担していただいた分は出産育児一時金として上乘せをして妊産婦さんたちにお支払いをしているので、産科医療補償制度に係る掛金については妊産婦さんたちの負担はございません。ただ、医療保険、国民健康保険、それから会社の健康保険等のほうでは、医療保険財政が非常に厳しい中、3万円を掛金分として支給をしておりますので、非常に保険財政が厳しい状況でございます。

当然返せというようなお話が、確かに国のほうの審議でなかったわけではございません。ただ、その中で現実的な対応として、一人一人にお返しをするというのは、非常に大変な事務等の計算もございますので、そういうことも総合的に考慮されて、今後の10年間の掛金を減額する形として、充当するというような手法が今回とられたものと理解してございます。

◎遠藤会長 よろしいですか。

◎森戸委員 はい。ちょっと私も誤解していて、42万の一時金の中に3万が含まれていると。小金井でいえば45万なんです、ということですね。

◎本木保険年金課長 はい、そうです。

◎森戸委員 だから、むしろ各区市町村が返してほしいみたいなことになっていくわけですね。ただ、国も一時金の額、39万円を変えないというのも、これもちょっと私はおかしいと

思っているんです。全国一律で出産が39万円という数字は実態と合っていないんですね。東京と地方では出産にかかる費用はかなり差があって、東京、この近辺でいえば、もう50万円を超えているという状況があるので、一切、妊産婦さんが負担をしなくてもいいということにはなっていないので。

そのあたりは今ここで言っても仕方がないんですが、国は、やはり基礎の39万円を引き上げることが必要だということと、それから、事故の際の補償制度の金額を下げるとするのはわかるんですが、これ、下げても、またずっと剰余金が上乗せをされていく。ほとんど事故がなくて上乗せをされるということもあるんじゃないかと思っていて、その点からすれば、やはり一定、国が考えていくべきじゃないかなと思うんですね。今後、その点は国はどういうふうに見ていらっしゃるんですかね。推計が571人となっているんですけど。

◎本木保険年金課長 おっしゃられております出産費用に関しましては、先ほど全国平均の数字は申し上げましたが、確かに全国的に見ると東京都が一番高いところでございまして、室料差額とか、そのようなものを引きますと49万7,872円という数字が統計的に出されてございます。平成24年度の数字でございすけれども、確かに東京のほうは高いというところはあるかと思います。

出産費用は、いろいろな経費もかかりますので、一概にどうだというところは非常に難しいところではございますけれども、ただ、これらの費用が高い中、今回、39万円だったものを掛金が下がることによって40万4,000円としたところがまず国の判断でございす。ですので、39万円だったものが40万4,000円になったということではございます。ただ、医療保険財政が厳しいので、総額の42万円を変えるところまでは、やはりそのところは難しいということで、今回、総額維持という形。ただ、掛金分が少なくなった分、39万円だったところが40万4,000円になりましたので、妊産婦の方々の負担は多少は、この分だけ軽くなったのかなというところかと思います。

また、産科医療補償制度の800億の剰余金につきましては、推計のところでは今後10年間に充当するということとなりますので、この800億円は10年かけてゼロになるというところでございます。

では、今後は、掛金を納めていると、また剰余金が発生するんじゃないかというようなご懸念かと思はすけれども、まずは掛金を3万円から水準としては2万4,000円にしたということが1つでございす。それから、補償すべき対象者のほうも、ここにちょっと――非常に医学的な観点があるので私からは説明が難しいんですけども、在胎週数も33週以上としていたものを32週以上にしたと、出生体重も2,000グラム以上だったものを1,400グラム以上の胎児に関して、万が一、医療事故があった場合には、この補償を拡大することによって、適正な保険料額と適正な補償金額のバランスをとったという形です。

この資料も随分細かい資料なり医学的な資料もあるので、私にはなかなか理解が難しいところもあったんですけども、そのような形で非常に長い期間、国のほうでも審議がなされまし

て、このような結論に至ったというところでございます。

以上でございます。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。

紀委員。

◎紀委員 出産育児一時金につきましては、出生率をほんとうに高くしていきたいという思いがありますので、出産育児一時金はほんとうに拡充してほしいなど、それはもちろん思っております。50万円を目指してほしいなど思っております。しかしながら、国としても財政が、予算が半分以上が借金で賄われているという中であって厳しいのかなということも思っております。保険料が下がったにもかかわらず、出産育児一時金をそのまま据え置くということで、国としても市としても適切な対処をされたのかなと思っております。

今後は、これが小金井市でも上がったのが平成22年から45万円ということなので、また厳しい状況ではあると思いますが、そのままにはしておかないという思いはあるのでしょうか。

◎本木保険年金課長 小金井市のほうでは、国制度に対しまして3万円の加算を都内で唯一している団体でございまして、年間で約140件を想定してございまして、420万円ほどの財政負担という形になってございます。小金井市の国保財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、これまでの小金井市がとってきた政策等の継続性も鑑みて、今回はこのような維持という形の結論にさせていただきました。ご要望の支給額は50万円ということで、非常に高いところの金額だなというのが正直なところでございます。ただ、出産費用のほうも、年々、なかなか減少はしない状況というのがひとつございます。

国制度の状況も踏まえて、国制度が上がった際には、それに呼応する形で対策は常に講じていきたいとは考えてございますが、現状ではなかなか一朝一夕に、目標に向かって目指すというのは厳しい状況ということもご理解いただきたいと思います。

◎紀委員 すぐに50万円に上げろということでは私もありませんで、現状を踏まえて段階的に増やしていくということも方向性として考えていただければと思いますので、要望だけさせていただきます。

◎遠藤会長 他にいかがでしょうか。他に質疑がなければ、次の項目に移りたいと思います。

本件のお産育児一時金につきましては、産科医療補償制度の掛金が平成27年1月から変更されるということに伴うものでございまして、本日、意見をまとめたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

本件につきましては、市長の報告のとおり了承ということで取りまとめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 ありがとうございます。それでは、了承の旨、書面にまとめまして市に送付する

ことにいたします。委員の皆様方には、後日送付させていただきたいと思っております。

次に、日程第5「平成26年度の療養給付費の執行状況について（報告）」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

◎本木保険年金課長 それでは、日程第5「平成26年度の療養給付費の執行状況について」、ご報告をさせていただきます。本件に関しましては、開催通知のほうには載せていなかったんですけれども、このたび追加をさせていただきました。

それでは、療養給付費関係の資料をご覧ください。今回は、保険給付費の総額の約69億円のうち、約8割を占めます一般被保険者の療養給付費について、ご説明をいたします。

まず、結論から申し上げます。既に上半期で執行額が非常に多く、予算的に非常に厳しい状況となっております。一般被保険者の療養給付費の予算は約54億8,000万円ですが、例年、医療費の右肩上がりの中、下半期に執行額が多い傾向となっております。今年度は10月までの6か月分の執行で、既に予算の半分を超えており、今年度の最終補正で療養給付費をかなり増額しなければならないかも、という状況です。

資料の1ページ、「一般被保険者の療養給付費の費用額の推移」をごらんください。こちらのグラフは、療養給付費の給付額ではなくて、利用者負担も含む診療報酬100%に相当する費用額でございます。各月の費用額を折れ線グラフで表示したものでございます。分析のデータの関係で平成26年度は5か月分となっております。グラフの折れ線で、下から未就学児、就学児から64歳まで、65歳から75歳未満、一般被保険者合計となっております。ちなみに、75歳以上は、ご存じのように後期高齢者医療になりますので、国民健康保険の被保険者ではございません。

平成24年度から平成26年度までの推移ですが、単位が大きいのので少しわかりにくいかなと思いますので、詳細にしたものが資料の2ページでございます。グラフの上の折れ線が65歳から75歳未満、下の折れ線が就学児から64歳まででございます。下の折れ線の就学児から64歳まででは、平成24年度に増減の激しい月がありましたが、月平均費用額は約2億5,000万円から約2億6,000万円の範囲で、3年間の推移としては比較的安定しています。

しかしながら、上の折れ線の65歳から75歳未満では、月平均の費用額は、平成24年度では約3億2,200万円、平成25年度では約3億4,500万円、平成26年度では5カ月平均で約3億6,000万円となっております。先ほど申し上げましたとおり、例年、年度後半に医療費が増える傾向もありますので、平成26年度の費用額の平均は、さらに上がることが予想され、著しい増加となっております。

しかも、費用額に対する給付率は、就学児から64歳までは利用者負担率は3割ですので、保険者負担率は70%ですが、65歳から75歳未満では、70歳以上の現役並み所得者以外の利用者負担率は2割——国による経過措置の1割負担は国の直接負担となりますので、国民健康保険の上では2割ということなんですけれども、利用者負担率は2割ですので、保険者負担率は65歳から75歳未満の平均で約75%となっております。したがって、65歳から75

歳未満の費用額が増加しているということは、ほかの年代層よりも保険給付額の増加への影響がより大きいということになります。

65歳から75歳未満、つまり、前期高齢者と言いますけれども、こちらの区分で医療費が増加している要因ですが、1つには、いわゆる団塊の世代と呼ばれます世代が65歳に達したということが大きな要因と言えます。俗に団塊の世代は、昭和22年から昭和24年生まれの3年間を言いますが、昭和24年（1949年）生まれの方が平成26年（2014年）に65歳を迎え、平成26年で団塊の世代の3年間の方々の世代が全て前期高齢者に含まれるということとなったわけでございます。

また、高齢になればなるほど、どうしても大病や入院となるリスクも高いわけですし、医療の高度化もあり、相対的に1人当たり医療費も高いのも要因となっていると考えられます。

最近では、想定外という言葉を使うとよろしくありませんが、平成26年度の保険給付費が当初予算で想定した以上に多くなっております。ちょうど図の右上のほうのグラフの中に点線で書いた「H26当初予算：月平均」というところを見ていただくと、既に5か月平均のほうを上回っているというのが一目でわかっていただけるかと思えます。

平成27年度は、年度当初から団塊の世代が全て前期高齢者となっている年度でもございます。平成27年度の動向については、ぎりぎりまで平成26年度の状況を勘案し、見きわめたいところですが、保険給付費の伸びは極めて厳しい状況であることをご理解いただきたいと思います。

今後、いろいろとご審議をお願いすることになるかもしれませんが、その節はまたよろしく願いいたします。

以上でございます。

◎遠藤会長 事務局の説明が終わりました。

何かご質疑ありますでしょうか。挙手をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

◎遠藤会長 では、これで日程第5については終了いたします。

次に、日程第6「その他」に入るわけですが、事務局から何かありますでしょうか。

◎本木保険年金課長 それでは、2点ございます。

1点目、国民健康保険運営協議会の任期でございます。今の委員の方々の任期につきましては、2年間ということで今年の12月末までとなっているところでございます。したがって、次期被保険者代表の委員の募集につきましては、11月1日号の「市報こがねい」におきまして委員を募集させていただいております。被保険者を代表する委員は5名となっているところでございますが、3名の方につきましては、引き続きお願いできるという内諾を得ているところでございまして、募集については、お二人というところでございます。

2点目でございます。委員の皆様には「国民健康保険必携」という本をお配りさせていただきました。内容的には、国民健康保険制度の成り立ちから国民健康保険制度の詳細にわたるもの

となつてございます。比較的コンパクトにまとめられてございますので、ぜひご活用ください。

以上です。

◎遠藤会長 2点のご説明がありました。

今までのところで全般的に何か聞いておきたいことがあったということがございましたら、どうぞ。特になければ、これで終了したいと思います。

以上をもちまして、本日の会議を終了したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

19時54分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

平成26年11月5日

議 長 遠 藤 百合子

署名委員 紀 由紀子

署名委員 百 瀬 和 浩